

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 42 年 1 月に A 市役所で国民年金の加入手続をし、その後、同市役所の担当者から「既に経過した年度の保険料も納めることができる」との説明を受けて、時期は不明だが、申立期間の保険料として 5,400 円を同市役所の窓口で納付し、その時に交付された附則第 13 条の特例納付の納付書を現在まで保管している。

申立期間の保険料を A 市役所の窓口で納付したのは確かなので、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 年と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している上、その妻も国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、夫婦とも納付意識が高かったと考えられる。

また、申立人が保管している、申立期間の保険料額が記載された附則第 13 条による特例納付にかかる納付書一組（複写式 3 枚）については、領収印は無いが、記載されている金額は申立期間の保険料と一致していることが確認できることから、特例納付期間において、保険料を納付する意思のあったことが認められる。

一方、当該納付書は、その様式及び記載内容から B 社会保険事務所において作成されたものと推認されるとともに、同社会保険事務所では、特例納付も含め、過年度保険料の納付書を市町村窓

口で交付していたことはあるとしており、市役所の窓口で納付書を交付されたとする申立人の主張は、著しく不合理であるとはいえない。

さらに、申立人は、当該納付書以外にも、昭和 41 年度から 63 年度までの領収書をすべて保管しており、申立人の国民年金手帳が発行された昭和 42 年 1 月分から夫婦そろって現年度分の保険料を納付していることが確認できるほか、申立人の妻も、時期は明確ではないが、申立人が申立期間の保険料を納付してきたことを聞いた記憶があるとしており、当時、特例納付できない生活上の理由等も認められないことから、当該納付書を申立期間の領収書と認識して保管してきていたものと推認され、申立内容の全体を通じて、特例納付に係る保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和57年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月15日から同年7月1日まで

昭和44年4月1日にA社に入社し、57年6月15日に同社C支店から同社B支店に異動した。

その間、A社を退職したことはなく、継続して勤務していたのに申立期間の厚生年金保険の加入記録に空白が生じている。

申立期間についても、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店が保有している申立人の人事記録及びD健康保険組合の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和57年6月15日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年7月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認で

きる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

昭和 32 年 3 月中旬、A 社の季節工の募集に応募したところ、結果的に常用工として同年 4 月 1 日に入社することとなり、同日から、同社研究所で勤務した。34 年 4 月からは同社 B 工場で勤務し、36 年 4 月から同社 C 工場で勤務した後、38 年 3 月末日に退職した。

A 社で勤務していたことは間違いなく、元同僚も一緒に勤務したことを証明してくれているので、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社（現在は、D 社 E 事業所）が、申立人の申立ては具体的であるため、時期は不明であるものの、勤務していたことは間違いないと証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間①については、A 社が、当時、従業員を雇用した場合には、常用工の身分で入社させ、1 年から 5 年後の准員登用試験に合格して准員になった時点で厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがわれるとしており、申立人も、自身の身分を常用工であったとしていることから、申立期間①については、同社が、申立人に厚生年金保険の被保険者資格を取得

させなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間①において、A社から厚生年金保険被保険者証が交付されたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が同僚とする者についても、申立人と同様、入社後1年9か月経過するまでは、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことがうかがわれる。

加えて、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

なお、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①における整理番号の欠番が無く、申立人の氏名は記載されていない。

申立期間②については、申立人が、同社で継続的に勤務していたことまで確認できる資料や周辺事情は無い。

また、申立期間②において、申立人が給与から控除されたとする厚生年金保険料額（1,150円）が、その直前（昭和37年11月）の保険料額（280円）とかい離した金額であるなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。